

(和訳)

本契約は英語で作成され、締結されます。本契約が他の言語に翻訳された場合であっても英語版のみが正文であり、他の言語による翻訳版に常に優先します。英語版はこちら (<https://www.uipath.com/legal/trust-and-security/legal-terms>) をご確認ください。

マスターエバリュエーション契約

本契約は、UiPathと本契約を締結する企業等（以下「**お客様**」といいます。）（以下、個別に「**当事者**」といいます。）との間で、効力発生日付で締結されます。本契約に署名又は同意することにより、当該署名者又は同意者は、お客様を法的に拘束する能力を有することを表明するものとします。

1. **定義語** 定義語は、以下に規定する意味を有するものとします。

「**本契約**」とは、本契約及びトラストポータルで閲覧可能な文書、本ポリシー、並びに本契約における修正及びその他の参照をいいます。

「**関係会社**」とは、直接又は間接的に、当事者を支配するか、当事者により支配されるか、又は当事者と共通の支配下にある企業等をいい、この場合、「**支配**」とは、当事者の議決権若しくは持分の50%超を直接若しくは間接的に支配すること、又はかかる当事者の経営及び／又は事業戦略を指示する又は指示させる権能をいいます。

「**適用法令**」とは、両当事者を拘束する一切の法令をいい、(i)データ保護及びプライバシーに関する法律（適用される場合、個人情報の保護に関するEU規則2016/679（以下「**GDPR**」といいます。）を含みます。）、(ii)知的財産に関する法律、及び(iii)両当事者による本契約の履行に関し両当事者に適用されるその他の拘束力のある規則を含みますが、これらに限られません。

「**認定ユーザー**」とは、当事者の関係会社及びそれぞれの権限を付与された従業員、代表者又は請負業者のいずれかをいいます。

「**お客様データ**」とは、本ソフトウェアとお客様の相互作用の前に又はこれとは独立して作成され、本ソフトウェアにインポートされた又はUiPathによりアクセスされ得る若しくはUiPathと共有され得るデータ、重大な情報及びその他のお客様専有のコンテンツ（UiPathの知的財産権を除きます。）をいいます。

「**本文書**」とは、該当する場合、トラストポータルにおいて公表される、適用される正式な本ソフトウェアに関する文書をいいます。

「**効力発生日**」とは、登録プロセスにおいて、本契約が、(i)各当事者の権限を有する代表者により署名されたか、又は(ii)お客様により別途同意された日をいいます。

「**知的財産権**」とは、全ての権利及び知的財産権をいい、(i)著作成果物、(ii)データベース、(iii)発明、(iv)商標、サービスマーク、ロゴ、シンボル、トレードドレス、商号、及びその他の出所の表示（登録の有無を問いません。）、並びにこれらに関連するのれん、(v)秘密情報及び営業秘密、(vi)帰属及び同一性に係る権利並びにその他の著作者人格権、(vii)人の氏名、声、署名、写真等（人格、パブリシティ又はこれらに類似する権利を含みますが、これらに限られません。）について、これに対する、これに起因して生じる又はこれに関連する権利、(viii)ドメイン名について、これに対する、これに起因して生じる又はこれに関連する権利、及び(ix)全世界のあらゆる法域から生じる類似するあらゆる法律について、これに対する、これに起因して生じる又はこれらに関連する権利を含みます。

「**ライセンスポリシー**」とは、トラストポータルで閲覧可能な、本ソフトウェアの各バージョンに適用されるライセンス許諾に係る許可及び関連する使用制限を定義するパラメーターを含むポリシーをいいます。

「**PII**」とは、GDPR及びその他の適用あるプライバシーに関する法令に定義される、センシティブデータを含む識別された又は識別可能な自然人に関するあらゆる情報をいいます。

「**本ポリシー**」とは、トラストポータルにおいて公表される、本ソフトウェアの使用又はお客様とUiPathとの間の関係を規定する一切のポリシーをいいます。

「**本ソフトウェア**」とは、一般に利用可能な全ての形式のUiPathソフトウェア及びホスティングサービス（「プライベート・プレビュー」又は「パブリック・プレビュー」と表示されているか、アーリーアクセス、アルファ版、ベータ版のいずれにあるか否かを問いません。）並びにその全ての追加のバージョン、アップデート、改善、開発、修正、二次的著作物、スクリプト、コネクタ、プラグイン、SDK、API及び拡張（利用可能な場合）（以下、総称して「**改良物**」といいます。）をいいます。

「**トラストポータル**」とは、uipath.com/legal/trust-and-security（又は後継ウェブサイト）上で、UiPathにより随時公開及び修正され、本契約において参照されることにより統合される一連の文書及びポリシーをいいます。

「**UiPath**」とは、以下「事業体及び紛争解決」の項目において記載される、本契約を締結するUiPath企業等をいいます。

2. 目的及びガバナンス

2.1. 目的 UiPathは、エンドツーエンドの知的オートメーションプラットフォームのソフトウェアプロバイダです。お客様は、本ソフトウェアの適合性をテストすることに関心があります。本契約は、トライアルの目的に限り、アーリーアクセスの一環、プレビュープログラムの一環又はプログラムとは独立して、UiPathからお客様に提供される又はUiPath及び／又はお客様から潜在顧客に提供される概念実証のための一環であるか否かを問わず、UiPathにより無償で（書面にて別途明記される場合を除きます。）提供される本ソフトウェアに適用されます。

2.2. ガバナンス 両当事者は、本契約が、トライアル及び評価ライセンスのみに適用され、かつ、両当事者により別途書面にて合意される場合を除き、無償で提供されることに合意します。一部のソフトウェアについては、利用可能なUiPathプログラムについて、お客様がこれにアクセス又はこれに別途同意するにあたって、追加の条件が適用される場合があります。

3. ライセンス及び知的財産権

3.1. ライセンス お客様が本契約の諸条件を遵守することを条件として、UiPath は、お客様及びその関係会社に対し、それぞれの社内評価の目的及びそれぞれの社内ニーズのために本ソフトウェアの適合性をテストする目的のためにのみ、アクセス付与又はライセンスキーの引渡しをもって、かつ契約期間中において、本ポリシー、ライセンシングポリシー及び本文書に従って、本ソフトウェアを使用するための限定的かつ非独占的、再許諾不能、譲渡不能、全世界的権利を付与します。

3.2. 知的財産権 本契約は、いずれの当事者に対しても、黙示又はその他によるかを問わず、他方当事者の知的財産権について何らの権利も付与するものではありません。UiPath 及びその関係会社並びにそれらに対するライセンサーは、本ソフトウェアに係る全ての知的財産権（インテグレーション、コード、パッチ、マテリアル、データ、ノウハウ、バックグラウンドの知的財産権、ワークフロー又はお客様に別途提供されるこれらに類似する支援を含みますが、これらに限られません。）を保有し、これを保持します。お客様は、全てのお客様データを所有します。各当事者は各々、既存のツール、ソフトウェア、データベース、手順及び文書に対する全ての知的財産権を保有し、これを保持します。

4. 免責及び保証

4.1. 免責 お客様は、(A)本ソフトウェアが、(i)商用向けにリリースされたバージョンと実質的に異なり、かつ、いつでも変更される又は中断される可能性があり、(ii)安全性、プライバシー、利用可能性、アクセシビリティ又は信頼性について、異なる基準を有し、かつ、機能性の瑕疵又は欠陥を有する可能性があり、(iii)妨げられることのない自動更新を受ける可能性があり、(iv)UiPathにより示される特定の制限の対象となることがあり、また、(B)(i)本ソフトウェアの使用が、PIIを必要とせず、かつ、UiPathが、お客様によるPIIの使用について、全ての責任から免除され、(ii)UiPathが、いかなる支援も、提供する義務を一切負わず、かつ、お客様が、UiPathコミュニティに供されるフォーラムにおいて支援を求めることができ、(iii)UiPathが、通知することなくいつでも、本ソフトウェアを変更又は中断することができ、及び(iv)UiPathが、ベストプラクティスとし

て、本ソフトウェアのインストール又は本ソフトウェアへのアクセスを行う前にデータを頻繁にバックアップし、かつ、本ソフトウェアが利用不能になった際に、データの喪失を回避するために予防策を講じることを助言することを了解します。

- 4.2. お客様の保証** お客様は、(i)お客様が、本契約に基づき企図されるお客様データの使用及びフィードバックの提供のために、適用法令又は契約に基づき要求される全ての権利、許可及び／又は同意を取得していること、(ii)お客様及びその認定ユーザーが、本契約及び適用法令に従って、本ソフトウェアを使用していること、(iii)お客様データのいかなる部分も、いかなる第三者の権利についても、これを侵害又はその他の方法により抵触しないこと、及び(iv)PIIのいずれも、本ソフトウェア内に取り込まれず、また本ソフトウェアと併せて使用されないことに同意し、これを保証します。
- 4.3. 保証の除外** 本ソフトウェアは、「現状有姿」で「現状利用可能な限りにおいて」提供されます。UiPath又はその関係会社、ライセンサー、サブライヤー若しくはそれらの役員、従業員又は代理人のいずれも、本ソフトウェアについて、いかなる種類の保証（明示的であるか黙示的であるか、法令上のものかそれ以外であるかを問いません。）も行いません。適用法令により許容される最大限の範囲において、UiPathは、本ソフトウェアについて、利用可能性、サービスのアップタイム、商品性、満足のいく品質、特定目的への適合性若しくは非侵害性、又は本ソフトウェアが他のテクノロジー若しくは第三者ソフトウェアと統合又は相互運用する能力に対するあらゆる保証を含む、一切の保証を行いません。UiPathは、第三者ソフトウェア又はホスティングプロバイダに起因する危害又は損傷に対する全ての責任を否認します。お客様は、本ソフトウェア、第三者ソフトウェア及びお客様データの使用に関連する全てのリスクを負います。お客様が、適用法令に基づきその他の法定の権利を有する場合、要求される法定の保証期間は、もしあれば、適用法令により許容される短縮された期間に限定されます。

5. 責任

- 5.1. 損害の除外** 適用法令により許容される最大限の範囲において、UiPathは、特別損害、間接損害、精神的損害、派生的損害、付随的損害、懲罰的若しくは懲戒的損害、本ソフトウェアの利用若しくは利用不能、コンピューターの機能不良若しくは故障、サーバーのダウンタイム、本ソフトウェアが他のプログラムと動作しないこと、利益、評判、使用若しくは収益の損失、データの喪失若しくは破損、又は業務の中断について、一切の責任を負いません。
- 5.2. 責任の限定** いかなる場合においても、本契約に起因する又は関連するUiPath及びその関係会社の責任総額（上記の損害の除外が、適用法令により無効である又は許容されない場合を含みます。）は、1,000米ドルを超えないものとします。本条に定める責任の限定は、契約に基づくか又は不法行為に基づくかを問わず、救済手段がお客様を完全に補償しない場合においても、また、UiPathが損害の可能性又はその発生の可能性について認識していた又は認識すべきであった場合においても、適用されます。
- 5.3. 補償** お客様は、(i)自らの若しくは自らの認定ユーザーの以下の「認められる使用」及び「輸出管理」の各項目の規定の不遵守、(ii)適用法令違反若しくは第三者の権利の侵害、(iii)お客様の保証の違反、並びに／又は(iv)お客様データ及びお客様が本ソフトウェアと併用する第三者ソフトウェアに起因して若しくは何らかの形で関連して生じる第三者による請求（知的財産権若しくはその他の所有権の違反若しくは不正流用に関する請求を含みますが、これらに限られません。）に起因して若しくは関連して生じる全ての請求及び費用（弁護士報酬を含みます。）について、UiPath、その関係会社並びにそれぞれの取締役、役員、従業員及び代理人に補償し、上記の者を防御するとともに、その責任を免除することに同意します。

6. 法令遵守

- 6.1. 認められる使用** お客様は、お客様及びその認定ユーザーが、本契約（トラストポータルで閲覧可能な本ポリシーを含みますが、これに限られません。）を遵守することを表明します。
- 6.2. データ保護** いずれの当事者も、本契約の締結及び履行の必要に応じて、かつ、適用法令を遵守して、他方当事者の職員のPIIを収集、保存及び使用することができます。各当事者は、自らの職員に対し、かかる職員のPIIが適用法令に従って処理されることについて通知するものと

します。UiPathは、トラストポータル上で閲覧可能なプライバシーポリシーに従ってPIIを処理します。本契約の履行中いつでも、一方当事者が、他方当事者を代理するデータ処理者として行為する場合、両当事者は、適用あるプライバシーに関する法律に従って、かつ、実質的にトラストポータルで閲覧可能なデータ処理契約に定める様式でデータ処理契約を締結することに合意します。

6.3. 輸出管理 両当事者は、本ソフトウェアが、米国の経済制裁、欧州委員会の規制、国際連合安全保障理事会の決議及びその他の類似の日本国内又は国際的規制を含む、輸出管理規制及び制裁（以下「**輸出管理及び制裁**」といいます。）に服することを確認します。効力発生日に、また、本契約の契約期間中、各当事者は、自ら又はその認定ユーザーが、(i)輸出管理規制及び制裁の制限対象者リストに記載されていないこと、(ii)直接であると間接であると問わず、かかる輸出管理規制及び制裁に違反している国又はかかる国の外国人に対し、これを認識した上で、本ソフトウェア（又は本ソフトウェアから生じた結果）を輸出、再輸出又は移転しないこと、及び(iii)他方当事者又はその関係会社が輸出管理規制及び制裁に違反することとなり得る行為を行わないことを表明し、これを約束します。

6.4. 監査 UiPathは、自己の費用負担により、お客様及び認定ユーザーによる本ソフトウェアのアクセス、インストール又はデプロイメントが本契約の条項を遵守しているかについて確認することができます。お客様は、要請に応じて、自ら及びその全ての認定ユーザーの詳細及び使用レポートをUiPathに提供します。さらに、12ヶ月に1回を超えない範囲で、UiPathは、直接又は委託業者を任命して、現場での確認を行うことができ、お客様は、当該確認に関し、要求される全ての支援及びサポートを行うことに同意します。かかる確認により、不遵守が発覚した場合には、お客様は、直ちにこれに対応します。

6.5. 秘密保持 効力発生日前又は後に、両当事者又はそれらの関係会社は、本契約に基づいて、情報を開示する場合がありますが、当該情報がいかなる形式又は方法によって開示されたかを問わず、秘密と表示された情報若しくは合理的に秘密情報であると考えられる情報（両当事者又はそれらの関係会社の研究、活動、製品、ソフトウェア、サービス、データ、技術、戦略、人事情報、プロセス等を含みます。）（以下「**秘密情報**」といいます。）は秘密情報であるとみなされます。秘密情報とは、(i)公知であるか、若しくは受領者の責によらず公知となった情報、(ii)現行の守秘義務を負うことなく、受領者が正当に取得したか、若しくは受領者にとって既知であった情報、又は(iii)受領者が開示者の秘密情報を利用することなく独自に開発した情報は除きます。受領当事者は、合理的な注意を払って秘密情報を扱い、本契約の目的のために秘密情報を知る必要があり、かつ、本条に定めるものと同程度の制限の秘密保持義務に拘束される自らの認定ユーザー、アドバイザー、コンサルタントを除くいかなる者に対しても、秘密情報を使用させ、又は開示しません。受領当事者は、(i)開示当事者からの書面による許可を条件として秘密情報を、(ii)適用法令、又は裁判所若しくは政府機関の有効な命令を遵守するため必要な範囲で、かかる法令又は命令を開示当事者に速やかに通知し、かかる開示を妨げるか又は限定するために支援を開示当事者に提供した後にのみ秘密情報を又は(iii)UiPathの既存投資家若しくは潜在的投資家、及びUiPathに対し権限を有する公的な若しくは民間の当局若しくは機関に対して、本契約又は本契約により企図される取引を開示することができます。本契約が終了しても、秘密保持義務は、秘密情報が、機密又は営業秘密としての意義を喪失するまで存続します。上記に影響を及ぼすことなく、お客様は、適用法令に基づき必須要件でない限り、お客様データの回復又は破棄を要請する自らの権利を行使することを放棄します。

7. 事業体及び紛争解決

7.1. 準拠法 本契約は、抵触法に関する規定にかかわらず、お客様の本拠地／本社によって、以下に示す法律に準拠します。国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）及び統一コンピューター情報取引法（UCITA）は、本契約には適用されません。

7.2. 友好的な解決 両当事者は、あらゆる請求の前提条件として、本契約に起因又は関連する一切の紛争を、これに係る請求に関する通知の受領から90日以内に友好的かつ誠実に解決するよう努めることに合意します。適用法令で認められる最大限の範囲において、本条を遵守しない当事者は、必要に応じて、その結果にかかわらず、他方当事者の仲裁裁判に係る費用を負担します。

7.3. 北米に関する仲裁契約 上記の友好的な解決を条件として、北米に本社を置く企業等との紛争は、米国仲裁協会の商事仲裁規則に従って、英語での仲裁により独占的にかつ最終的に解決されます。裁定は、準拠法に従い、かつ、その根拠となる理由を述べるものとします。いず

れの当事者も、管轄裁判所の面前において、回復可能な損害を防止し又は知的財産権の濫用を禁止する差止めによる救済手段を請求することができます。

- 7.4. 裁判地** 以下に示す裁判地の管轄権を有する裁判所を専属的合意管轄裁判所とし、各当事者は当該管轄における請求の提起又は当該管轄の維持に対して有する可能性のある一切の異議及び抗弁（不便宜裁判所についての防衛を含みます。）を撤回不能の形で放棄します。両当事者は、本契約に基づく又は関連するあらゆる請求に係る陪審裁判に対して自ら有するあらゆる権利について、意味を理解した上で、自発的にかつ意図的に放棄します。

お客様	UiPath事業体	準拠法	裁判地
アメリカ合衆国、カナダ又はメキシコ（以下「北米」といいます。）	UiPath Inc. 住所：90 Park Avenue, 20th floor, 10016 New York, New York, United States	ニューヨーク州法	ニューヨーク、ニューヨーク州、アメリカ合衆国
世界のその他の地域	UiPath SRL 住所：4 Vasile Alecsandri Str. and 11 Daniel Constantin Str., Building A, floors 5 and 6, District 1, 010639 Bucharest, Romania	ルーマニア法	ブカレスト、ルーマニア

- 7.5. 出訴期間** 適用法令により禁止される場合を除き、裁判又は仲裁上の請求はいずれも、申立てを行う権利が生じた日又は訴因の生じた日から1年以内に申し立てられなければいけません。前記の期間後に申し立てられた請求は、本規定により排除され、時効になったとみなされます。輸出管理又はUiPath若しくはその関係会社の知的財産権の違反に関する手続は、法律に基づき規定される適用ある出訴期間内であればいつでも行うことができます。

8. 契約期間及び終了

- 8.1. 契約期間** 両当事者による別段の書面による合意がない限り、本契約は、効力発生日に開始し、両当事者により別段の書面による合意がない限り、本契約に従って終了するまで60日間存続するものとします。
- 8.2. 終了** 本契約は、契約期間の満了をもって終了します。いずれかの当事者が本契約に関して重大な違反をした場合、他方当事者は、違反当事者に対し、当該違反の性質及び根拠を記載した書面による通知を行うことができます。かかる違反が、その通知の受領日から30日以内に是正されない場合、他方当事者は、書面による通知を行うことにより、本契約を直ちに終了することができます。

9. 一般条項

- 9.1. フィードバック、独立した開発その他** お客様は、UiPathに提案又はフィードバックを提供する場合、それが自主的に行われたものであり、UiPathが、その事業に関して、そのいかなる部分についても、あらゆる方法でかつあらゆる目的のために、これを使用する権利を有することを了解します。両当事者は、本契約のいかなる規定も、(i)本ソフトウェアの使用に基づき生成されるお客様の知的財産権に類似する又はこれに類似して機能する部品を直接又は間接的に開発する、(ii)本契約に基づく秘密保持義務に従って、お客様により開発された製品、システム又は方法と競合する製品を、自ら又は他者のために、開発又は取得する、及び(iii)援助によらないUiPathの認定ユーザーのメモリにおいて保持される一般の情報、アイデア、コンセプト、ノウハウ、プロセス、技術、プログラミングルーチン及びサブルーチン、方法論、プロセス、スキル又は専門技術を使用するUiPathの権利を制約又は制限しないことに合意します。UiPath又はその関係会社は、改良物の提供、ソフトウェア及びサービスの開発、資源配分及び支援の改良、社内的な需要及び製品計画、安全性及びデータの完全性の検証、機械学習のアルゴリズムの訓練、並びに業界の動向及び発展の特定（指標及び匿名のベンチマークの作成を含みます。）の目的上、お客様による本ソフトウェア及

びお客様データの使用から、技術、利用及びその他のテレメトリデータを使用することができます。

- 9.2. 完全合意及び分離可能性** 本契約は、UiPathとお客様との間の完全なる合意を構成し、本契約に関連する従前の書面又は口頭による合意に優先します。UiPathに提出されたその他の条件又は条項も、両当事者の権限を有する代表者により署名されない限り、本契約の一部を構成するものではなく、無効とされます。本契約の条項に矛盾が生じた場合、(i)UiPathウェブサイト（又は後継ウェブサイト）で閲覧可能な本ポリシー、(ii)本契約の順で優先的に適用することによって解決されます。いずれかの規定が、理由の如何を問わず、違法、無効若しくは執行不可能であるか又は違法、無効若しくは執行不可能となった場合であっても、本契約のその他全ての規定は有効に存続し、意図された法的効力を生じるものとします。
- 9.3. 不可抗力** いずれの当事者も、天災、テロ、労働行動、火災、洪水、地震、第三者プロバイダによる不履行、DoS攻撃、悪意のある行為、インフラ設備の故障、停電、政府による行為、命令又は制限を含む、自らの合理的な支配が及ばない原因によって遅滞し、妨げられ、制限され、又はこれに支障を来した範囲において、本契約に基づく義務の不履行について責任を負いません。
- 9.4. 譲渡** いずれの当事者も、他方当事者の書面による事前の同意を得ずに（かかる同意は不合理に留保又は遅延されないものとします。）、本契約及び本契約に基づく権利又は義務を譲渡、移転、委託又はその他の方法により処分することはできません。上記にかかわらず、UiPathは、自らの関係会社に対し、又は支配権の変更の結果として、お客様の事前の同意を得ずに、本契約及び本契約に基づく権利又は義務を譲渡、移転、委託又はその他の方法により処分することができます。
- 9.5. 支配権の変更** お客様は、お客様又はその関係会社が、(i)UiPathの直接の競合企業に買収され、かかる競合企業に実質的に全ての自らの資産を売却し、かかる競合企業と合併し、若しくはかかる競合企業に有利な形で支配権を変更するか、又は(ii)自らの主たる活動目的をUiPath又はその本ソフトウェアと競合する事業に変更する30日前までにUiPathに対して通知を行わなければなりません。UiPathは、支配権の変更の通知日から遅くとも30日以内に書面による通知を行うことにより、本契約を終了することができます。
- 9.6. 通知** 本契約に別段の定めがない限り、本契約に基づく通知は、用件を示す件名を記載した電子メールで、以下のアドレス（又は書面により通知したアドレス）に宛てて送信されなければならない。当該通知は、(i)当事者により受領又は拒否された時点と、(ii)送信の翌営業日のうちいずれか早い時点をもって効力を生じます。

UiPath 宛て		お客様宛て
法令遵守 : legal.compliance@uipath.com	プライバシー : privacy@uipath.com	UiPath の記録上利用可能なお客様の電子メールアドレス、又はこれがない場合は、公表されている電子メールアドレス
安全性 : security.breach@uipath.com	その他 : contractnotice@uipath.com	

- 9.7. 権利留保** 本契約に基づく権利又は救済手段を行使しなかったとしても、またその行使を遅滞したとしても、これらを放棄したものとはみなされず、また、その行使を一回若しくは部分的に行使したとしても、その後の権利又は救済手段の行使を妨げないものとします。本契約の違反に対するいかなる権利放棄も、その後の違反に対する権利放棄としてみなされないものとします。UiPathは、本契約に基づいて明示的に付与されていない全ての権利を留保します。
- 9.8. パートナーシップの禁止** 本契約のいかなる規定も、お客様及びUiPath又は関係会社との間に法的パートナーシップ、代理又は雇用を生じさせるものではなく、いずれの当事者も、本契約に基づき合意される規定を超えたライセンス及び／又は取引を行う義務に拘束されません。
- 9.9. 存続** 以下の条項は、本契約の終了後も存続します。ライセンス及び知的財産権、免責及び保証、責任、認められる使用、輸出管理、秘密保持、事業体及び紛争解決、通知、権利留保、パートナーシップの禁止、存続、及びその内容によって、本契約の終了後も存続すること

が意図されるその他の規定（その旨が明示的に記載されているか否かを問いません。）

UiPathは、通知することなく、本契約に変更を行う権利を留保します。重大な変更については、トラストポータル上又は本ソフトウェア内で表示することにより通知します。また、更新された本契約は、通知日から30日以内に又は通知において明記されるその他の方法により効力を生じます。変更の効力が生じた後も、本ソフトウェアの使用を継続した場合、UiPathは、お客様が、かかる変更に同意したものとみなします。これに異存がある場合の唯一の救済手段は、本ソフトウェアの使用を中止していただくことです。